

志摩市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者及び返礼品募集要項

1 趣旨

志摩市では、ふるさと納税制度により 5 千円以上のご寄附をいただいた市外在住の方（個人）に、お礼として本市の特産品等をお送りしています。

そこで、本市への寄附の促進と、志摩市の魅力や特産品等を発信し地元産業の振興を目的として、本市へふるさと納税をされた方へ送付する商品やサービス等を提供する返礼品提供事業者（以下 「協力事業者」）及び返礼品を募集します。

2 協力事業者のメリット

- (1) 寄附者が希望する返礼品を、市が事業者から購入します。
- (2) ふるさと納税関連ポータルサイト等に、返礼品の画像や事業者名等が掲載されます。
- (3) 返礼品送付時に自社商品のカタログ・チラシ等を同梱することができます。
（送付できるのはこの時だけです。それ以外では寄附者の個人情報を使用できません。）

3 応募できる協力事業者の要件

- (1) 原則、志摩市に事業所を置く法人、団体又は市内に住所を置く個人事業主
- (2) 常時、市と連絡が取れる事務担当者が配置できること
- (3) 市が指定するシステムの導入及び使用ができること
- (4) 国税及び志摩市税に滞納がないこと
- (5) 個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守すること
- (6) 返礼品の問い合わせ、商品管理、発送、苦情処理等の対応ができること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員でないこと

4 募集する返礼品について

(1) 返礼品の要件

次のア～キの要件を全て満たすものであること。

ア 次のいずれかに該当する返礼品であること。

- (ア) 市の豊かさの基礎である森里川海を生かして生産されたもの、その加工品又は森里川海を体感するための利用券等（利用券、宿泊券、食事券又は体験サービス券をいう。）
- (イ) 市の知名度の向上及び魅力の発信に直接的な効果が期待できるもの、利用券等

- イ 品質及び数量において、安定供給が見込めるもの（期間限定又は数量限定であっても安定的に供給ができるものを含む。）であること。
- ウ 返礼品の出荷依頼を受けた後、速やかに寄附者に送付することが可能であること。
- エ 食料品（海産物及び精肉を除く。）及び飲料品については、原則、寄附者に到着後の賞味期限が 10 日以上保証されていること。ただし、寄附者と受取日時を確認する場合は、この限りでない。
- オ 利用券等については、市内で提供するサービスであること。
- カ 返礼品の金額は別に定める寄附区分に応じた寄附額の 3 割以内（手数料・送料を含む。）とすること。
- キ 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。

また、平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」で掲げられた「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

(2) 募集する返礼品の金額

返礼品の金額（税込み）は次の寄附区分に応じた寄附額に対して、3 割以内（手数料・送料等含む）とする。

金額区分	寄附金額	返礼品の金額
A	¥5,000	¥1,500 以内
B	¥10,000	¥3,000 以内
C	¥20,000	¥6,000 以内
D	¥30,000	¥9,000 以内
E	¥50,000	¥15,000 以内
F	¥100,000	¥30,000 以内
J	¥150,000	¥45,000 以内
K	¥200,000	¥60,000 以内
L	¥250,000	¥75,000 以内
M	¥300,000	¥90,000 以内

5 協力事業者にしていただくこと

(1) 返礼品の発送業務

- ア 返礼品の準備
- イ 返礼品の出荷依頼の受注

寄附者から返礼品の申し込みがあったときは、市からふるさと納税管理システムで協力事業者へ出荷依頼をします。

ウ 返礼品の梱包・発送

出荷依頼を受けたら、返礼品を寄附者へ送付してください。送付する際は、ふるさと納税管理システムへ送付についての情報を入力していただきます。

※ 配送業者の指定はありません。

(2) 問い合わせへの対応

寄附者から返礼品の内容や配達状況についての問い合わせ、品質等についての苦情等への丁寧な対応をお願いします。

(3) 市のふるさと納税業務への協力

市のホームページ、チラシ、ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する返礼品の写真及び説明書等の準備をしていただきます。このことに係る経費は原則協力事業者の負担です。

(4) 返礼品代金の請求

原則、月末締めで市へ請求書を作成し、提出してください。

6 申込方法

(1) 提出いただく書類

ア 協力事業者の申込み

- ・ 返礼品提供協力事業者申込書（様式第1号）
- ・ 必要な添付書類

○ 法人（団体は法人に準ずる）	○ 個人事業主
① 登記事項証明書	① 個人事業主の住民票
② 市内事業所の所在地が確認できるもの	② 事業所の所在地が確認できるもの
③ 国税に係る納税証明書（その3の3）	③ 国税に係る納税証明書（その3の2）
④ 本市の市税を滞納していないことの証明書（本市に事業所がない場合、主たる事業所の所在地のもの）	④ 本市の市税を滞納していないことの証明書（本市に住所がない場合、住所地のもの）

イ 返礼品の登録申込み

- ・ 返礼品登録申込書（様式第3号）
- ・ 返礼品の画像データ

(2) 提出先

株式会社パンクチュアル（志摩市ふるさと納税業務委託事業者）

- ・ 宛 先 〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 4057 番地 1
鵜方ファミリープラザ 2 階第 7 号室
- ・ 電話番号 050 - 1707 - 9314 ・ メール shima@punctual.co.jp

7 返礼品の採用決定方法

応募書類を基に、市が志摩市ふるさと応援寄附金の協力事業者、返礼品として適しているかを審査して採用を決定します。

8 その他留意事項

- ・ 返礼品として採用するにあたり、内容の調整等をお願いする場合があります。
- ・ 採用した返礼品は、ふるさと納税ポータルサイト等に掲載します。また、志摩市ふるさと応援寄附金の広報活動を行う中で、必要に応じてその他機関、マスメディア等へ情報提供することがあります。
- ・ 寄附者が希望する返礼品を選択するため、年間を通じて発注がない場合があります。
- ・ 個人情報の取扱いについて関係法令を遵守すること。寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。
- ・ 返礼品の品質等について、寄附者から苦情があった場合には、市に内容を報告するとともに、当該事業者の責任において解決に努めていただきます。
- ・ 協力事業者や返礼品が要綱に定める要件・基準に適合しなくなったと認められる場合、市は返礼品の採用を取り消すことができるものとします。
- ・ 応募内容に虚偽があった場合、又は市に損害を及ぼす行為があった場合、採用を取り消します。

9 お問い合わせ先

株式会社パンクチュアル（志摩市ふるさと納税業務委託事業者）

- ・ 宛 先 〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 4057 番地 1
鵜方ファミリープラザ 2 階第 7 号室
- ・ 電話番号 050 - 1707 - 9314 ・ メール shima@punctual.co.jp